計画策定の背景

第2章

第2章

計画策定の背景

1 世界の動き

(国際婦人年と国連婦人の10年)

国際連合は、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つとして、「国連憲章」(1945年)や「世界人権宣言」(1948年)を採択し、国連に「婦人の地位委員会」を設置して男女平等実現のための取組を推進してきました。各国においても男女平等のための法律や制度が整備されてきたものの、事実上の平等は達成されていない状況にあるため、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、女性の地位向上のために世界的規模の行動を行うことにしました。

さらに、同年の国連総会では、昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までを「国連婦人の10年」とし、そのテーマを「平等・開発(発展)・平和」とすることが宣言されました。

《女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約》

昭和54年(1979年)の国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。この条約は実質的な男女平等を実現するために、法律・制度の見直しや改正をも迫り、文化・慣習などの修正や廃止を含む措置をとるよう要求しており、これによって各国において男女平等に向けての具体的諸施策が一層推進されることとなりました。

《婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略》

昭和60年(1985年)には、ナイロビで「国連婦人の10年最終年世界会議」が開催され、この10年間の成果を評価するとともに、残された課題を解決するための西暦2000年に向けてのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

《北京宣言と行動綱領》

平成7年(1995年)には、ナイロビ将来戦略を見直し、西暦2000年に向けた優先行動計画をたてるために、「平等・開発・平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、貧困、教育、健康など12の重要分野について「女性のエンパワーメント(力をつけること)」を図ることを目的としていますが、中でも女性の権利を人権として再認識し、女性に対する暴力を独立の問題として扱ったことが注目されます。

《女性 2000 年会議と政治宣言・成果文書》

平成12年(2000年)には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、北京宣言と行動綱領の実施状況の検討・評価や、それらの完全実施に向けた今後の戦略について協議が行われました。そして、女子差別撤廃条約の完全批准など行動綱領の完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(いわゆる「成果文書」)」が採択されました。

《「北京+10」世界閣僚級会合》

平成17年(2005年)には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から10年にあたることを記念し、「国連『北京+10』世界閣僚級会合」がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動網領」と「女性2000年会議成果文書」に関する実施状況の評価及び見直しが行われました。また、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める「宣言」が採択されました。

《女子差別撤廃委員会による我が国報告審議》

平成21年(2009年)には、ニューヨークの国連本部での女子差別撤廃委員会において、 我が国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議が行われました。 同年、同委員会から我が国報告に対する最終見解が示され、条約の更なる実施に向け、 我が国に対して勧告が出されました。

《「北京+15」世界閣僚級会合》

平成22年(2010年)には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から15年にあたることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」に関する実施状況が協議され、これらの内容を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言が採択されました。

2 日本の動き

《国内行動計画の策定》

我が国では、女性に関する総合的施策推進のため「国際婦人年」である昭和50年 (1975年)に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年(1977年)には「世界行動計画」を受けて、向こう10年間の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

《女子差別撤廃条約批准》

昭和55年(1980年)の「国連婦人の10年中間年世界会議」において、我が国も「女子差別撤廃条約」に署名し、その後、昭和59年(1984年)に国籍法、戸籍法の改正が、昭和60年(1985年)に男女雇用機会均等法の制定が行われるなど、男女平等に関する法律・制度面の整備が進められ、昭和60年(1985年)に条約を批准しました。

《新国内行動計画》

昭和62年(1987年)には、ナイロビ将来戦略を受けて、男女共同参加型社会の形成を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、平成3年(1991年)には、第1次改定が行われました。この改定では「共同参加」を、企画の段階からの関与が必要であるとして「共同参画」に改め、「男女共同参画型社会」の形成を目指すことになりました。また、この年に、1歳未満の子どもを養育するために男女労働者が休業する権利を保障する「育児休業法」が制定されました。

なお、育児休業法は平成7年(1995年)に大幅に改正され、「育児・介護休業法」が 成立し、育児休業に加え介護休業も労働者の権利として認められることになりました。

《男女共同参画2000年プラン》

平成6年(1994年)には、内閣総理大臣を本部長に全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」と、総理府に「男女共同参画室」が設けられ、推進体制の充実が図られるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

また、平成8年(1996年)には、前年に北京で開催された世界女性会議で採択された 行動綱領と、男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受け、 男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画「男女共同参画2000年プラン」 が策定されました。

《男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画》

平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する 最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年(2000年) には、基本法に基づき、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進 を図るため、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成13年(2001年)の中央省庁等改革に伴い、新たに設置された内閣府に、重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が、併せて内部部局として「男女共同参画局」が設置され、推進体制が一段と強化されました。

《女性に対する暴力の防止》

平成13年(2001年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、保護命令など配偶者からの暴力への対応のための法的仕組みが整備されました。

《男女共同参画基本計画(第2次)》

平成17年(2005年)には、平成12年(2000年)に策定された「男女共同参画基本計画」が改定され、女性のチャレンジ支援や仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し等を主な柱とした「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。

《仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進》

平成19年(2007年)には仕事と生活の調和がとれた社会の実現のため、関係閣僚、経済界、労働界、地域団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となった取組が始まりました。

(第3次男女共同参画基本計画)

平成22年(2010年)には、男性、子どもにとっての男女共同参画の推進や生活上の困難に直面する人への支援、地域等における男女共同参画の推進などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

3 宮崎県の動き

《宮崎県婦人関係行政連絡会議と青少年婦人課設置》

本県においては、昭和53年(1978年)に女性行政に関する施策についての連絡調整と総合的な企画・推進を図るために、副知事を会長とする「宮崎県婦人関係行政連絡会議」(平成2年(1990年)に「宮崎県女性行政関係連絡会議」、平成12年(2000年)「宮崎県男女共同参画推進会議」に改称)を設置しました。そして、昭和54年(1979年)には、女性に関する施策を推進する総合的な窓口として青少年婦人課を設置し、女性施策についての本格的な取組を始めました。

《宮崎県婦人問題懇話会設置》

昭和55年(1980年)には、女性に関する問題や施策について民間有識者から意見を聴き、県の女性行政に反映していくため、「宮崎県婦人問題懇話会」(平成2年(1990年)に「女性の未来を考える懇話会」、平成11年(1999年)「男女共同参画推進懇話会」、平成15年(2003年)に「男女共同参画審議会」に改称)を設置しました。

《行動計画の策定》

昭和56年(1981年)に、第三次宮崎県総合長期計画に「婦人対策の推進」を加え、翌昭和57年(1982年)には「婦人に関する施策の方向-婦人行動計画-」を策定し、本県の女性施策の基本的方向を明らかにしました。

その後、昭和62年(1987年)には、この計画を見直し発展させた「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」を策定、また、「男女共同社会づくりの推進」を重要課題として掲げた第四次宮崎県総合長期計画に基づき、平成4年(1992年)に「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」を策定、さらに、第四次宮崎県総合長期計画の改訂に併せて平成9年(1997年)に「ひむか女性プラン」を策定しました。

《推進体制の強化》

平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整に関する事務を掌理する職制として「女性政策監」(平成13年(2001年)に「男女共同参画監」に改称)を設置し、また、平成13年(2001年)には、宮崎県男女共同参画推進会議の幹事課を全庁的に拡大するなど、推進体制の強化を図ってきました。

《推進拠点の整備》

女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、平成3年(1991年)に「みやざき女性交流活動センター」を設置して啓発事業等を実施してきましたが、平成13年9月に、男女共同参画社会づくりの推進拠点として「宮崎県男女共同参画センター」を設置し、相談事業を開始するなどの事業拡大を行いました。

《みやざき男女共同参画プラン》

平成14年(2002年)には、男女共同参画推進の総合的な施策の展開を図るため、男女 共同参画基本法第14条に規定されている都道府県男女共同参画計画として、「みやざ き男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、社会経済情勢の変化等を勘案して内容の見直しを行い、平成19年(2007年)3月に「みやざき男女共同参画プラン(改訂版)」を策定しました。

《宮崎県男女共同参画推進条例》

平成15年(2003年)4月、「宮崎県男女共同参画推進条例」を施行し、県と県民、事業者が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んでいくこととしました。



4 社会経済情勢の変化

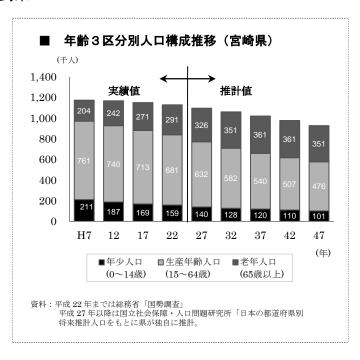
(1) 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

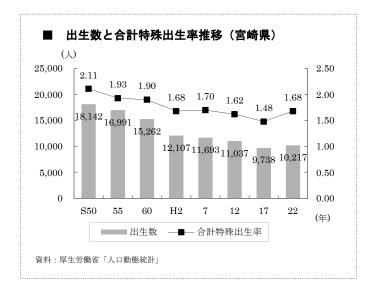
本県の人口は平成8年以降、年々減少しており、平成47年には928 千人になると予想されています。

また、人口構成では、年少人口と 生産年齢人口が減少し、老年人口が 増加していくと予測され、長期的に は労働力不足の顕在化が懸念され ます。

1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す「合計特殊出生率」は、平成22年は1.68で、全国平均の1.39と比べると高い水準にあるものの、人口を維持するのに必要と言われている2.07を大きく下回るなど、本県においても少子化の進行が顕著です。少子化の要因としては、晩婚化や未婚率の上昇などがあると考えられますが、これには根強い性別役割分担意識や仕事優先の雇用環境下での家庭と仕事との両立に対する負担感も影響していると指摘されています。

本県の高齢化は全国平均より速いペースで進んでおり、平成22年の国勢調査では65歳以上の人口割合(高齢化率)が25.8%となっています。





国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに県が独自に行った推計によると、 今後も本県の高齢化率は伸び続け、平成47年には37.8%の見込みとなっており、 高齢期の男女が共に自立し、充実した生活を送れるよう支援するとともに、地域 社会の活力を維持していくことが求められています。

(2) 家族形態や地域社会の変化

本県の家族構成は世帯規模の縮小 が進行しており、単独世帯(一人暮 らし世帯)や、ひとり親世帯も増加 してきています。

その一方で、地域社会の人間関係や住民相互のつながりは希薄化してきており、高齢化や過疎化の進行もあいまって、男女が共に担わないと立ちゆかなくなる状況となっています。

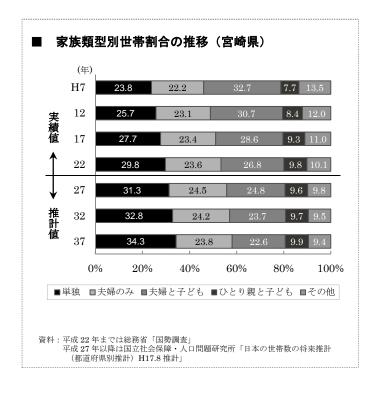
こうした中、地域力を高めるためには、地域における政策方針決定過程への女性の参画や地域活動への男女の双方の参画が求められています。

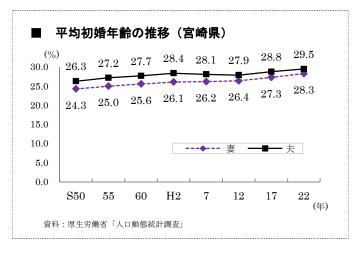
(3) 価値観・ライフスタイルの多様化

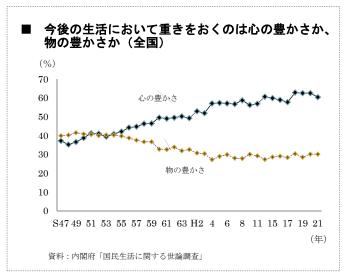
商品生産の形態がこれまでの大量生産から多様で付加価値型の商品・サービス開発へ変化し、賃金制度が年功序列型から能力主義や業績主義へ変化する中、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進むとともに、結婚に対する意識の変化もみられるようになっています。

また、物の豊かさより心の豊かさやゆとりを重視した生活や生き方を求める意識が高まって、一人ひとりが個性に応じた様々な生き方、働き方を求めるようになってきました。

このような中、男女がともに仕事と 家庭生活や地域活動を両立し、仕事と生 活の調和(ワーク・ライフ・バランス) を実現できるよう、多様でかつ柔軟な働 き方を選択できる環境づくりを進めて いく必要があります。



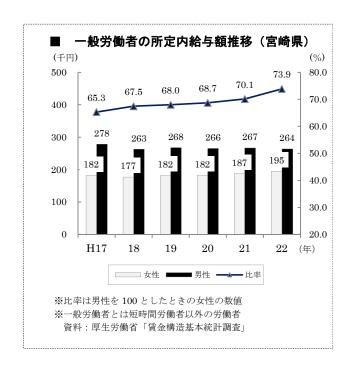




(4) 経済の低迷と不安定な雇用情勢

長引く経済の低迷や雇用情勢の悪化により、失業者や非正規労働者など、様々な困難に直面する人々が増加しています。

平成 21 年の経済センサスー基礎 調査では、本県の女性労働者のうち 約半数が非正規雇用となっています。 労働者の賃金についても男女間で差 があり、男女の雇用の均等な機会と 待遇の確保を進める必要があります。



■ 従業上の地位・雇用形態別雇用者の構成割合(宮崎県)

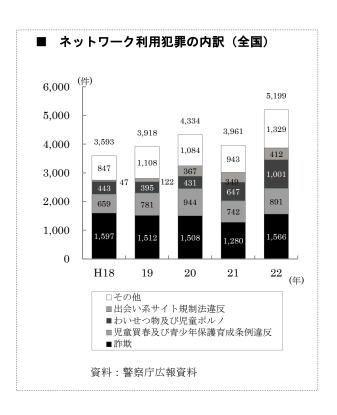
				正規職員•							
	雇用者	会社役員	正戍職員。 従業員	非正規就業者	パート	アルバイト	派遣職員	契約職員 •嘱託	その他		
H14	女性	100.0	4.2	49.4	46.3	30.5	5.8	1.2	5.8	3.0	
	男性	100.0	9.3	75.9	14.6	1.2	5.7	0.4	4.7	2.6	
H19	女性	100.0	3.8	49.1	47.0	30.8	5.7	2.3	6.9	1.2	
	男性	100.0	8.5	74.7	16.7	2.3	5.3	1.1	6.4	1.5	

資料:総務省「就業構造基本調査」

(5) 国際化・情報化の進展

国際化の進展により、県内で暮らす外 国人は増加してきており、多様な文化や 価値観をもった人が暮らしやすい環境づ くりが求められています。

また、情報通信技術(ICT)の進展は経済のグローバル化や生活利便性の向上など、私たちの生活に大きな変革をもたらしていますが、女性や子どもの人権を侵害する違法・有害な情報の発信や犯罪が問題となっており、これらへの対策が必要となっています。



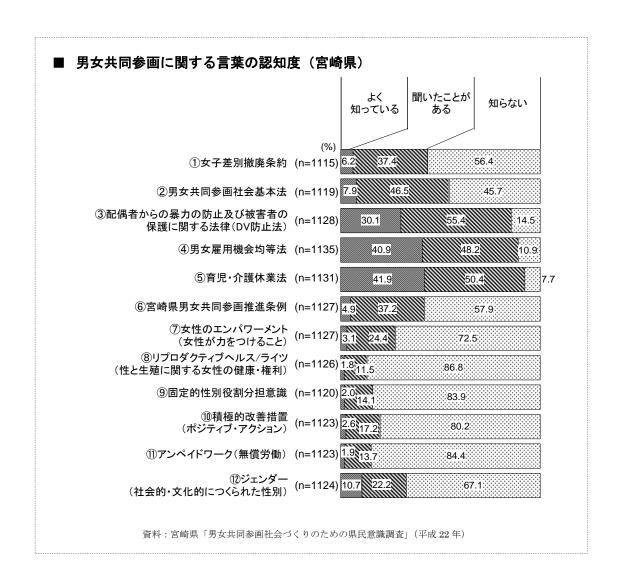
5 男女共同参画に関する県民意識の動向

~男女共同参画社会づくりのための県民意識調査(平成22年)結果から~

(1) 男女共同参画に関する言葉の認知度

平成22年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(以下、平成22年度県民意識調査)では、男女共同参画に関する言葉のうち、「よく知っている」または「聞いたことがある」と回答した人の割合が高いのは、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」で、9割前後の人が何らかのかたちで知っています。

その他の言葉については、「よく知っている」と回答した人の割合は「ジェンダー (社会的・文化的につくられた性別)」以外は1割未満にとどまっています。

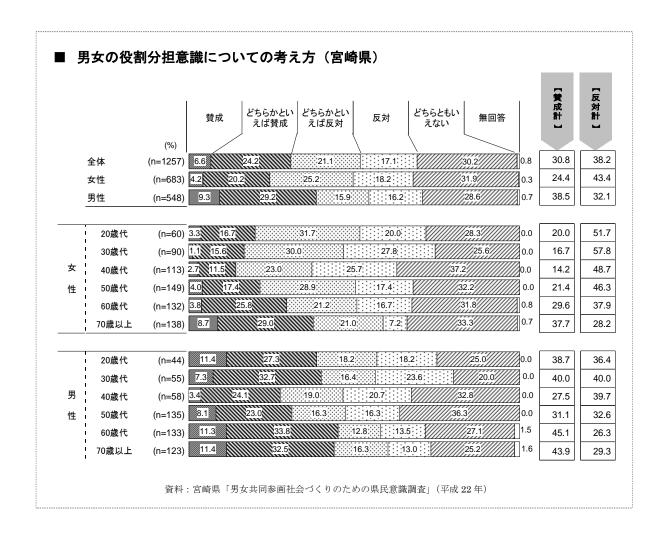


(2) 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考えについては、『賛成派』(「賛成」及び「どちらかといえば賛成」の合計)は約3割(30.8%)、『反対派』(「反対」及び「どちらかといえば反対」の合計)は4割弱(38.2%)で、『賛成派』と『反対派』が拮抗している状況です。

性別でみると、女性では『賛成派』(24.4%)よりも『反対派』(43.4%)が多いのに対し、男性では『反対派』(32.1%)よりも『賛成派』(38.5%)が多く、特に男性に性別役割分担意識が根強いことがわかります。

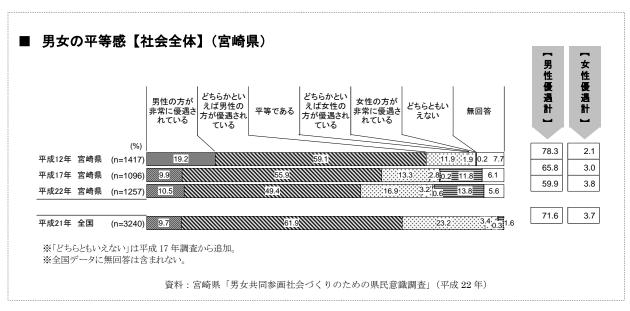
性別・年代別にみると、女性では70歳以上では『賛成派』(37.7%)が『反対派』(28.2%)を上回っていますが、それ以外の年代では『反対派』のほうが多くなっています。また、男性では他の年代で『賛成派』が多い中、40~50歳代では『反対派』が『賛成派』を上回っています。

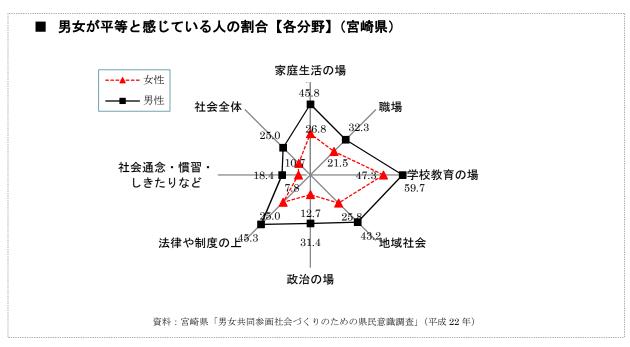


(3) 男女の平等感

男女の平等感については、社会全体で男女が「平等である」と感じる人の割合は16.9%となっており、時系列で比較すると男性優遇感をもつ人の割合が減少し、平等と感じる人が増加してきており、意識の改善がみられますが、全国と比較すると本県では平等感をもつ人の割合は低くなっています。

また、調査したすべての分野で女性よりも男性のほうが平等と感じる人の割合が高くなっており、男女間で意識の差がみられます。

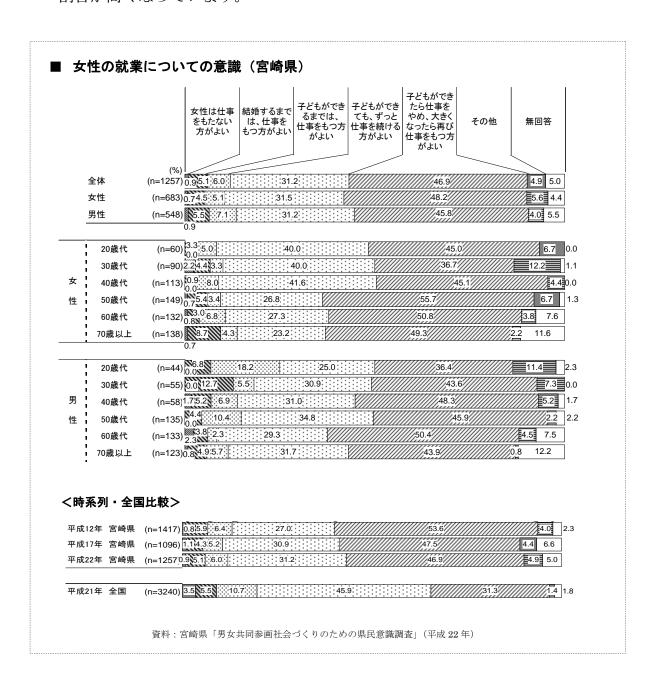




(4) 女性の就業についての意識

女性の働き方として、『中断再就職型』(子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい)を支持する人の割合が最も高く(46.9%)、次いで『職業継続型』(子どもができても、ずっと仕事を続ける方がよい)(31.2%)となっています。

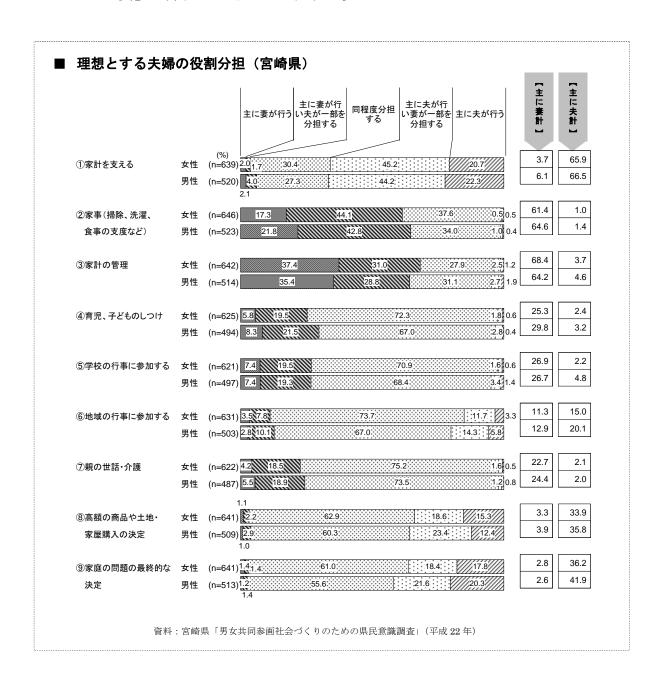
性別でみても、男女間で意識に大きな差はなく、時系列でみても大きな変化はありませんが、全国値と比較すると、本県では『中断再就職型』を支持する人の割合が高くなっています。



(5) 夫婦の役割分担についての意識

夫婦の役割分担について、男女とも理想とする夫婦の役割分担について大きな差は見られず、「育児、子どものしつけ」、「学校の行事に参加する」、「地域の行事に参加する」、「親の世話・介護」、「高額の商品や土地・家屋購入の決定」、「家庭の問題の最終的な決定」のいずれの項目も夫婦が「同程度分担する」ことを理想とする回答の割合が最も高くなっています。

また、「家計を支える」については男女とも『主に夫』の分担を理想とする回答が多く、「家事(掃除、洗濯、食事の支度など)」及び「家計の管理」については、『主に妻』の分担を理想とする回答が多くなっています。

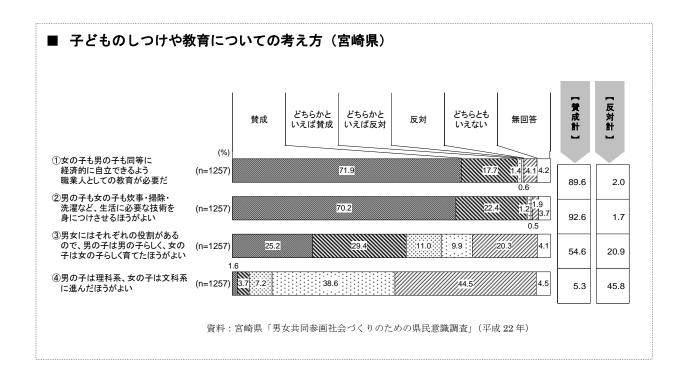


(6) 子どものしつけや教育についての意識

子どものしつけや教育については、「女の子も男の子も同等に経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要だ」及び「男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせるほうがよい」については、『賛成派』の割合が高く、9割前後を占めています。

「男女にはそれぞれの役割があるので、男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てたほうがよい」については、『賛成派』が5割台半ば(54.6%)、『反対派』が約2割(20.9%)と賛成する人の割合が高くなっています。

「男の子は理科系、女の子は文科系に進んだほうがよい」については、『反対派』が4割台半ば(45.8%)で、『賛成派』は1桁台(5.3%)となっています。

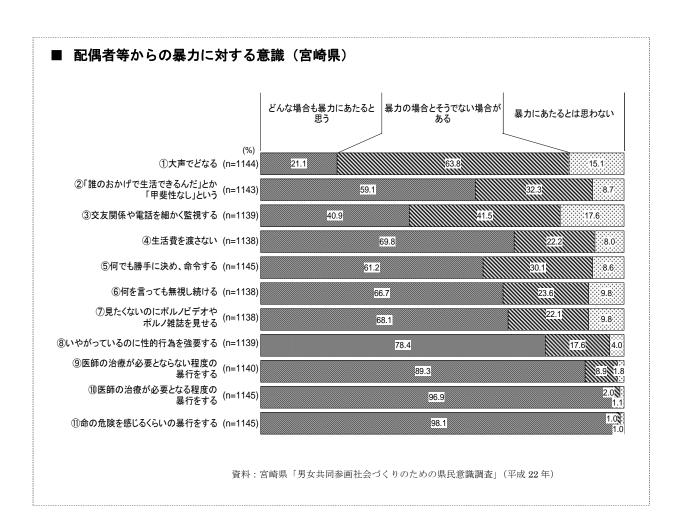


(7) 配偶者等からの暴力に対する意識

配偶者等からの暴力に対する意識について、暴行や性的行為の強要など、身体へおよぶ行為に関しては、「どんな場合も暴力にあたると思う」と感じる人の割合が高く、7~9割台となっています。

身体に直接およばない行為については、身体へおよぶ行為と比較して「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した人の割合が低くなっていますが、「生活費を渡さない」については、約7割(69.8%)と暴力にあたると思う人の割合が高くなっています。

「大声でどなる」については、「どんな場合も暴力にあたると思う」と思う人の割合が最も低く(21.1%)、「暴力の場合とそうでない場合がある」と思う人が6割強(63.8%)となっています。



(8) 県に求める男女共同参画施策について

県が推進すべき男女共同参画施策としては、「働きやすい職場環境の整備」 (57.6%)との回答が最も多く、次いで、「保育・介護に関する福祉の充実」 (46.2%)、「学校教育における男女平等教育の推進」(41.7%)となっており、 主に労働、保育・介護、学校教育において男女共同参画の推進に力をいれるべき であると考える人の割合が高くなっています。

性別でみると、男女とも「働きやすい職場環境の整備」との回答が最も多く、 次いで女性では「保育・介護に関する福祉の充実」、男性では「学校教育における男女平等教育の推進」が多くなっています。

